## 施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等に対し、支援が受けられます

森林施業計画(森林づくりの計画)を作成した森林では… 通常の造林補助事業では補助の対象とならない

森林の手入れの前に行う簡易な測量や歩道の整備等の作業が、 森林所有者の費用負担なしで実施できます!

なお、森林施業計画の作成は、森林組合等が行っています。



## ◎ 対象となる作業は…

- ① 手入れを行う区域の面積を把握するために行う簡易な測量など
- ② 手入れを行う森林に至るまでの、作業道や歩道の刈り払いなど
- ◎ 対象となる森林は…

森林施業計画の対象となっている(30ヘクタール以上のまとまった)森林です。

◎ 交付対象者は…

森林施業計画を作成し、作業の実施について市長と協定を締結した、森林組合等です。

◎ 費用負担は…

森林施業計画を作成した森林組合等は、「積算基礎森林」※1へクタール当たり 5,000 円の交付金を受けながら計画的に「対象となる作業」を実施するため、<u>森林所有者の費</u> 用負担はありません。

(※「積算基礎森林」は、原則として協定締結時に45年生以下である人工林です。)

◎ 事業実施期間は…

平成19年度から平成23年度までの5ヵ年間です。



森林施業計画を作成していない森林で上記の作業を希望する方には、次の方法をおすすめします。

- ~森林組合に森林の管理を委託した上で~
  - ①「森林情報の収集活動」で森林の状況を確認 (別に交付金あり)。
  - ②確認した情報を基に、森林施業計画を作成(森林組合が作成)。
  - ③「施業実施区域の明確化作業」等(上記の作業)の実施を依頼。 ※いずれも、森林組合が作業等を行います。

## 【連絡先】

☆ご相談については 市役所 林政課 森林整備担当 42-1353 まで ☆お申し込みについては 峡北森林組合 26-2300 まで